

# この契約は 電子契約に 対応しています

落札（見積）決定後

契約書の作成方法を  
選択してください。

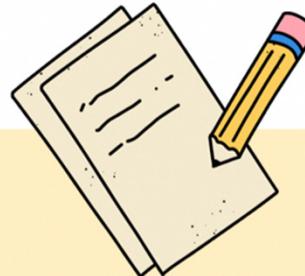
※落札（見積）決定業者は  
「契約締結に関する届出書」  
の提出をお願いします。



電子による契約

契約書を電子(PDF)で作成します。  
押印に代えて電子署名を行います。

印刷・製本・印紙の貼付は不要

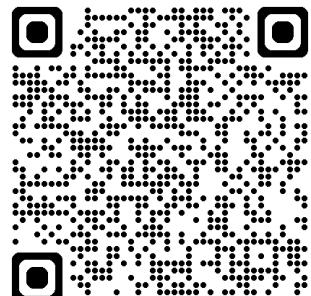


書面による契約

従前どおり印刷・製本・押印・  
印紙貼付を行い、契約書を作成  
します。

様式のダウンロード・操作方法等電子契約の詳細  
については長崎県HPよりご確認ください。

県HP > ホーム > 分類で探す > まちづくり > 公共事業  
> 公共工事等の入札契約関係 > 年度当初等の改正内容  
> 建設工事、建設関連業務委託への電子契約の導入



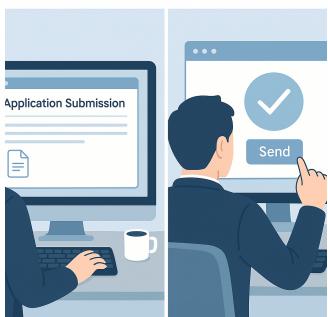


# 電子契約を使ってみよう！

手続簡単！

## 3ステップ

- 「契約締結に関する届出書」を提出。



メールで提出

- 確認依頼メール受信後、内容に同意。



同意する

- 契約締結後、電子契約書をダウンロードして保存。



契約書は電子で保管

電子契約で変わる！

## 3メリット

- 契約にかかる費用を削減



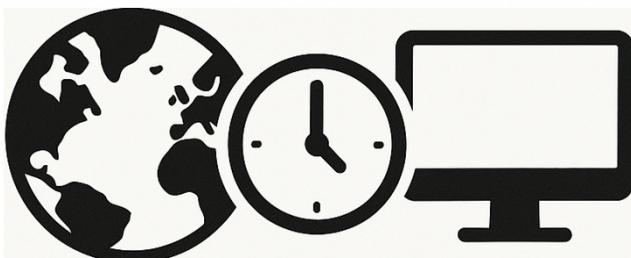
印紙代・郵送代が不要。

- 契約業務の効率化



印刷や製本などの作業が不要。

- 場所や時間を選ばず契約可能



来庁不要で、いつでもどこでも処理可能。

電子契約の利用に関して、事業者の費用負担はありません